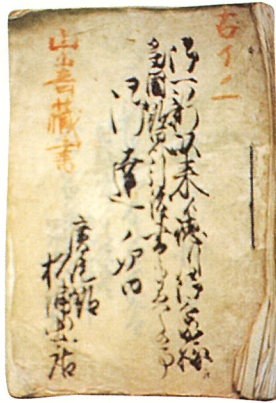


御一新以来与徳川御三家様当国領
界引渡書 御達留

広尾郡

杉浦出店



表紙の右肩に朱書で古イノ一、左肩に山寄（崎）蔵書とある。山崎金助の所蔵文書で「古イノ一」とは数多い古書の整理番号であろう。表紙を合せて一四六ページ、内容は明治元年（一八六八）から三年（一八七〇）までの分。

御一新とは明治維新のことで、明治二年（一八六九）徳川幕府は大政奉還し、蝦夷地は北海道と改称され、開拓使が設置された。開拓使は北海道の支配を各藩に命じ、十勝国の分領支配を命じられた静岡藩と鹿児島藩のうち、鹿児島藩は北海道を見ることもせず、この年に支配地返上を申し入れ、代って田安、一橋の二家が命じられた。さきの静岡藩とともに十勝支配にあたった徳川御三卿の二家である。

内容は御三家が分領支配する境界の「引渡書」と「申渡」（もうしわた）「差上申」（さしあげもうす）「札之事」（さつのこと）などトカチ会所から新政府の出先であるトカチ御公用所に提出したものである。このほか箱館裁判所からの「触書」（ふれがき）「東蝦夷地請負人江持場割当」（えもちばわりあて）「開拓使觸書」（くわたくしふれがき）「駅場所賃錢」（えきせん）「十勝国郡境界書」など詳細に記されている。境界が複雑で田安、一橋両家でも物議をかました、広尾・当縁・河西三郡の分領支配を記しておく。

静岡藩は十勝・中川・河東・上川の四郡を分領、広尾・当縁・河西三郡を田安、一橋家が分領した。一橋家の支配地は広尾郡ヒタヌンケよりマタルクシまでと、当縁郡のうちアエボシユマよりトウブイまで、河西郡

のうちサツナイブトよりヲトフケブト向西岸までとなっていた。田安家支配地は広尾郡のうちマタルクシよりアエボシユマまで、当縁郡のうちトウバイよりトンケシまで、河西郡のうちオトフケブト向西岸よりフシコサホロまでとなっていた。

「注」

徳川御三卿きやう＝徳川氏の一族で、御三家に対比していわれる。御三家とは尾張・紀伊・水戸家で、徳川家康の九子、義直よしなおが尾張家、十子、頼宣よりのぶが紀伊家、十一子、頼房よりふさが水戸家の祖。將軍の補佐など密接な関係にあり、後嗣こうしのない時は將軍職を継いだ。これに対し、御三卿は田安・一橋・清水の三家で田安家は徳川吉宗の二子、宗武むねたけ、四子宗尹むねのぶが一橋、徳川家重の二子、重好しげよしが清水家の祖。將軍を補佐し、後嗣がない場合、將軍を継いだ。三卿とも江戸城内に邸やしきを与えられ、賄料まかなひりようは二万俵から三万俵、領土も関東、畿内きに分散しており独立した藩というより將軍の家族という扱いであった。清水家は明治維新、徳川慶喜のあとを継いだ家達が駿府城主すんぷとなり、明治二年（一八六九）版籍を奉還して静岡藩となり、更に明治四年（一八七一）には廃藩置県で廃止となった。